

## 船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第85号	
事故等名	押船第三清水丸被押バージ第二十四清水丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年3月17日06時30分ごろ	
発生場所	広島県東能美島秀地ノ窪	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月5日 広島・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船長に損傷状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船 第三清水丸 19トン	
船舶番号	270-38534 広島	
船舶所有者等	有限会社益井組	
船種・船名・総トン数	B バージ 第二十四清水丸 不詳	
船舶番号(IMO 番号)	不詳	
船舶所有者等	不詳	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
	B	
負傷者	A 負傷者なし	
	B 負傷者なし	
損傷	A 船底部小亀裂	
	B なし	
事故等の経過	A船は、B船を押して、広島県海田港を出港し、広島県東能美島秀地ノ窪を航行中、平成20年3月17日06時30分ごろ、両船が浅瀬に乗り揚げた。 浸水、油の流出、負傷者はなかった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、水路調査を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して航行中、水路調査を十分に行わなかったため、両船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	